

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	更新年月日（1回目）	直近の更新年月日
猪苗代町	志津地区（志津集落）	令和4年3月25日	令和5年2月17日	令和5年2月17日

1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	26.3 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	16.6 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	16.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.1 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受けの意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注 1 : ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注 2 : ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の合計を差し引いた面積を記載します。

注 3 : アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注 4 : プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

不耕地が荒れきっているが、作物を作り販売を行うことも難しい。
 耕作をしなくなった畠地の保全。
 若者の農業者が減少し農業者の高齢化が進んでいる。
 将来に向けて、青年就農者を確保する必要がある。

注 : 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、他の集落の認定農業者や新規就農者等を確保し対応する。

農地所有者は、農業委員会や機構を活用し農地を貸付け、中心経営体は農地を借り受ける。

注 1 : 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注 2 : 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

（農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は人・農地プランを参考に、機構や農業委員会を活用する。

（農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

（新規・特産化作物や加工販売等の導入方針）

米等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産の取り組みを継続しながら高付加価値化やブランド化を目指し加工や直販に取り組む。

（話し合いの機会）

人足・集落の会議など地域住民等が集まり行う活動の際には、農地利用等に関しても話し合いを行う。

（農地の保全への取組方針）

中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。また、中心経営体や集落の農業者で農地の保全が困難になったときは、近隣集落の中心経営体や認定農業者の協力を得る。

（新規就農者等の確保）

将来に向けて、新規就農者等を確保するため、町にトマトやキャベツで新規就農を希望するものの相談があった場合には、積極的に受け入れを行い、集落で支援をしながらベテランの農業者に新規就農者に営農指導等の協力をお願いする。

（生産コストの低減と作業効率化の向上）

農地の貸借の場合には集落で話し合いを行いなるべく連担化が図れるような貸借に取り組む。